

草津栗東行政事務組合行政手続条例第13条第2項第5号に規定する処分を定める規則

令和4年10月1日

規則第6号

(趣旨)

第1条 この規則は、草津栗東行政事務組合行政手続条例（令和4年草津栗東行政事務組合条例第8号。以下「条例」という。）第13条第2項第5号に規定する処分について定めるものとする。

(不利益処分をしようとする場合の手続を要しない処分)

第2条 条例第13条第2項第5号に規定する処分は、次に掲げる処分とする。

- (1) 条例等（条例第2条第1号に規定する条例等をいう。以下同じ。）の規定により、管理者等（条例第2条第3号に規定する管理者等をいう。以下同じ。）が交付する書類であって、交付を受けた者の資格または地位を証明するもの（以下この号において「証明書類」という。）について、条例等の規定に従い、既に交付した証明書類の記載事項の訂正（追加を含む。以下この号において同じ。）をするために、その提出を命ずる処分および訂正に代えて新たな証明書類の交付をする場合に既に交付した証明書類の返納を命ずる処分
- (2) 届出をする場合に提出することが義務付けられている書類について、条例等の規定に従い、当該書類が条例等に定められた要件に適合することとなるようにその訂正を命ずる処分

付 則

この規則は、公布の日から施行する。